

大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業  
(幼稚園教諭免許法認定講習等の在り方に関する調査研究)  
の公募に係る Q&A

**Q 1**

公募要領 p.3にあるとおり、本事業の申請とは別に、独立行政法人教職員支援機構に対し認定申請を行う必要があるが、本事業を実施するにあたり、文部科学省から教職員支援機構に連絡をしてもらえるのか。

**A 1**

各事業の申請についての連絡はいたしません。

本事業の実施にあたっては、文部科学省初等中等教育局幼児教育課より総合教育政策局教育人材政策課及び独立行政法人教職員支援機構に対して、本事業の趣旨、内容について情報提供を行った上で実施をいたします。

**Q 2**

公募要領 p.2に記載のテーマについて、事業計画書では○を付けることとなっていますが、複数選択の場合、該当項目すべてに○を付ければ良いということか。

**A 2**

ご認識のとおりです。

**Q 3**

過去に認定申請について文部科学省教育人材政策課に確認をしたところ、認定講習は対面を基本としているため、インターネット等を活用した形態での申請はできないとの回答があった。あくまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止の目的の特例措置ということで、同時双方向型による遠隔講習、オンデマンド型の講習に変更できるとの回答を受けたが、本事業の申請にあたっては、変更の申請を前提とした内容で提出しても良いか。また、コロナの感染拡大が収束した場合、本事業は計画どおり実施できるのか。

**A 3**

本事業の趣旨、内容については、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課及び独立行政法人教職員支援機構に対して、情報共有を行っております。

認定講習の申請にあたっては、当初申請をしていただき認定された後に、変更届をもって、同時双方向型による遠隔講習、オンデマンド型の講習等に変更をしていただくようお願いいたします。なお、本事業の申請にあたっては、変更の申請を前提とした内容で提出していただいて問題ありません。また、令和5年度の特例については、既に周知されているところであり、年度当初の感染状況の見通しを踏まえ、変更届を提出することになるかと思えます。万一コロナの感染収束により、事業計画書に変更（講座の実施方法の変更等）が生じた場合には、文部科学省に事業の進め方について相談いただければと思いますが、変更届を提出した講座については、令和5年度については、基本的には変更届に記載された方式で実施できる予定ですので、現段階の見通しを踏まえ、事業計画書を検討いただければと思います。

**Q 4**

認定講習として実施する場合に、一部の科目を同時双方向型又はオンデマンド型、一部の科目を対面型という形で様々な形式で講習を実施することは可能か。また、一つの科目内でも一部を同時双方向型又はオンデマンド型、一部を対面型という形式で実施することは可能か。

**A 4**

認定講習の申請にあたって変更届を提出することが前提ではありますが、上記のような形式で実施することも可能です。申請にあたっては、独立行政法人教職員支援機構にご相談ください。

**Q 5**

公募要領 p. 5 「8. 事業規模及び採択予定件数」に「本事業の実施が3年目以降となる団体においては、本事業の実施により見込まれる収入を除いた金額を契約金額とする」という記載があるが、収入を除いた金額を契約金額とした場合でも、収入が増えた分については国庫返還の対象となるか。

**A 6**

あくまで国の委託事業となりますので、支出よりも収入が多い場合は国庫返還の対象となります。